

令和元年松前町条例第8号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月8日

松前町長 岡 本 靖

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年松前町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当) 第15条 省略 2 退職手当は、次の <u>いずれかに</u> 該当する者には支給しない。 (1) 省略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <u>_____</u> <u>_____</u> をした者 (3) 省略 3・4 省略	(退職手当) 第15条 省略 2 退職手当は、次の <u>各号の1</u> に該当する者には支給しない。 (1) 省略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u> をした者 (3) 省略 3・4 省略

(松前町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 松前町職員の給与に関する条例(昭和43年松前町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し

_____、又は死亡した職員（第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 省略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

5・6 省略

第19条の2 次の_____いずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3)・(4) 省略

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、

若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 省略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

5・6 省略

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) 省略

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____

_____,又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3～5 省略

(休職者の給与)

第21条 省略

2～4 省略

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方

公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3～5 省略

(休職者の給与)

第21条 省略

2～4 省略

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により町長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、町長が規則で定める職員については、この限りでない。

6・7 省略

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により町長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、町長が規則で定める職員については、この限りでない。

6・7 省略

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年松前町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、<u>同様</u>とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても<u>同様</u>とする。</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(町長</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(町長</p>

が定める職員を除く。)についても、同様とする。

が定める職員を除く。)についても同様とする。

(松前町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 松前町職員の旅費に関する条例(昭和51年松前町条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(旅費の支給) 第3条 省略 2 省略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、 <u>地方公務員法第16条第1号若しくは第4号に該当して同法第28条第4項の規定により、又は第29条第1項の規定により退職等となつたときには、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u> 4～6 省略	(旅費の支給) 第3条 省略 2 省略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号及び第5号若しくは _____第29条第1項の規定により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず <u>同項</u> の規定による旅費は <u>支給</u> しない。 4～6 省略

(松前町下水道条例の一部改正)

第5条 松前町下水道条例(平成13年松前町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定の申請) 第7条 省略 2 省略 3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 次条第1項第5号アから <u>オ</u> までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類	(指定の申請) 第7条 省略 2 省略 3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 次条第1項第5号アから <u>エ</u> までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

(3) 省略

(4) 専属することとなる責任技術者の第13条第1項の規定により交付された責任技術者証の写し。ただし、責任技術者が、愛媛県内の松前町以外の市町において、第10条第1項に相当する登録を受けている者である場合は、当該責任技術者証に相当する証(以下「相当する証」という。)の写しとする。

(5)・(6) 省略

4 省略

(指定の基準)

第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の_____いずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1)～(4) 省略

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて_____復権を得ない者

ウ 省略

エ 省略

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 法人にあっては定款及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

(3) 省略

(4) 専属することとなる責任技術者の第13条第1項の規定により交付された責任技術者証の写し。ただし、責任技術者が、愛媛県内の松前町以外の市町において条例第10条第1項に相当する登録を受けている者である場合は、当該責任技術者証に相当する証(以下「相当する証」という。)の写しとする。

(5)・(6) 省略

4 省略

(指定の基準)

第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1)～(4) 省略

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 省略

ウ 省略

エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

2 省略

(松前町への責任技術者の登録の資格)

第12条 省略

2 町長は、次の_____いずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて_____復権を得ない者

—

(3) 省略

3 省略

2 省略

(松前町への責任技術者の登録の資格)

第12条 省略

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 省略

3 省略

(松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の_____いずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の<u>各号</u>のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 省略</p>

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 省略

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。